

福岡市国民健康保険二次性骨折予防事業業務委託に係る 提案競技実施要領

1 委託名称

福岡市国民健康保険二次性骨折予防事業業務委託

2 事業目的

脆弱性骨折後の骨粗鬆症未治療者及び骨粗鬆症治療中断者を対象に、二次性骨折予防のための医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施し、骨折予防に関する知識の普及をはかり、適切な医療につなげることで、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、令和9年度以降は、当該業務の履行状況が良好であった場合に限り、令和8年度を含め3年を上限に、当該年度の予算措置額を上限額として、当該契約の相手方と特命随意契約を行います。ただし、市の施策の変更等により、更新を行わない場合があります。

4 総事業費

13,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

※令和8年度予算の議決を前提とします。

5 業務内容

福岡市国民健康保険二次性骨折予防事業業務委託仕様書（資料1）

※契約にあたっては、提案書の内容も含めて、改めて協議の上、仕様書を定めます。

6 参加資格

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (5) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (6) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

7 スケジュール

(1) 募集開始	令和7年12月9日(火)
(2) 質問書提出締切	令和7年12月16日(火)17時
(3) 提案競技参加申込書提出締切	令和8年1月6日(火)17時
(4) 提案書類の提出締切	令和8年1月21日(水)17時
(5) 提案競技(プロセッション)	令和8年1月28日(水)(予定)
(6) 選定結果通知	令和8年2月上旬(予定)
(7) 契約締結	令和8年4月(予定)

※スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがあります。

8 実施要領等の配布・質問と回答

(1) 実施要領等の配布

- ア 配布開始 令和7年12月9日(火)
イ 配布場所 本市のホームページからダウンロードしてください。

(2) 質問と回答

- ア 受付期間 令和7年12月16日(火)17時まで(必着)
イ 提出方法 「様式1 質問書」を下記「18 問い合わせ先・提出先」宛に、電子メール(FAXは不可)で提出し、質問書を提出した旨を電話でも連絡してください。
※「質問書」以外による質問及び受付時間外の提出は不可とします。

ウ 回答方法 本市のホームページに掲載します。

<質問・回答の掲載場所>

福岡市ホームページ（HOME>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所属課が公募する競争入札・提案競技等

9 参加申込書の提出

提案競技への参加を希望される場合は、上記「6 参加資格」を確認し、下記のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出期限 令和8年1月6日(火)17時まで(必着)

(2) 提出先 下記「18 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 提出方法 「直接持ち込み」又は「郵送」(必着)してください。

※「直接持ち込み」の場合の受付時間は、10時～17時とします（土日祝日除く）。

※「郵送」の場合は、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）により郵送してください。

(4) 提出書類(各1部)

下記①から⑨までの書類を提出してください。③から⑤までについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。なお、「令和7・8・9年度 福岡市・水道局・交通局 競争入札有資格者名簿」に登録されている事業者については、③から⑨までは提出不要です。

① 提案競技参加申込書(様式2)

② 会社概要

※事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可。

③ 登記事項証明書

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

※福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納

がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥ 委任状（様式3）

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、
様式3により委任状を作成して提出すること。

⑦ 訪約書（様式4）

※様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式5）

※様式5に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）
を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに
使用する。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益
法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること

※提出書類のうち、④⑤⑨について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提
出ができない場合は、「申立書（様式不問）」に当該事実を記載し、押印のうえ提出してください。

（5）その他

上記（4）の書類を提出していない事業者については、提案競技に参加することはできません。

10 提案書類の提出

（1）提出期限 令和8年1月21日（水）17時まで（必着）

（2）提出先 下記「18 問い合わせ先・提出先」とおり

（3）提出方法 「直接持ち込み」又は「郵送」（必着）してください。

※「直接持ち込み」の場合の受付時間は、10時～17時とします（土日祝日除く）。

※「郵送」の場合は、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）により郵送してください。

（4）提出書類

下記①から③までの書類をすべて8部提出してください。なお、全体にわたって参加事業者名がわから
ないように作成し、①から③の順に2か所ホッチキス止めにしてください（クリアルーパーファイルや2穴ファ
イルなどは不要）。

また、8部とは別に、①「提案書」については、表紙に事業者名及び担当窓口（担当部門、担当者、
連絡先、電子メールアドレス）を記載したもの、②「同種又は類似業務の実績表」③「見積内訳書」に
ついては、事業者名を記載し代表者印を押印したもの、④「提案書概要」については、事業所名を記載
し、それぞれ1部提出してください。なお、④については、電子メールでエクセルデータも提出してください。

① 提案書

- ・A4サイズ（横向き、横書き、書式自由）。総数10ページ以内（表紙、目次除く）とし、表紙の
次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。
- ・内容については、特に下記「11 提案内容」を参照のこと。
- ・表紙には、表題「福岡市国民健康保険二次性骨折予防事業業務委託」、提出年月日を記載し、
事業者名として、参加申込締切後に電子メールでお知らせする識別記号を記載すること。

②「様式6 同種又は類似業務の実績表」

- ・当該事業と同種又は類似業務の実績を「様式6 同種又は類似業務の実績表」に必要事項を記
入して提出すること。

③「様式7 見積内訳書」

・事業提案書（追加提案を含む）に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、経費の内訳がわかるように「様式7 見積内訳書」に記載してください。なお、保健指導については、指導方法（訪問や電話等）ごとに単価と見込み件数を記載してください。

④ 「様式8 提案書概要」

- ・提案書の内容を評価表の項目ごとにまとめ「様式8 提案書概要」に記載すること。
- ・1部印刷したものに加え、電子メールでエクセルデータを提出すること。

(5) その他

- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
- ・公平な審査を期すため、提案者が分からぬ状態で審査します。

11 提案内容

「資料1 仕様書」にもとづき、事業目的を達成するために達成するために何を実施し、どのような結果が得られるのか、具体的かつ分かりやすく記載すること。

ア 事業目的を理解した上で、応募動機について記載すること。

イ 対象者の抽出基準や考え方、優先順位のつけ方等について具体的に記載すること。

ウ 送付する受診勧奨通知に記載する項目等の内容や規格等を示し、あわせて通知書の見本を記載すること。対象者に応じて内容を変える場合は、内容を変える基準や考え方も記載すること。

エ 保健指導について、実施手法、内容、使用する資料等について、具体的に記載すること。

オ 保健指導実施率を向上させるための工夫等について、具体的に記載すること。

カ 事業評価について、効果分析の視点や内容等について具体的に記載すること。

キ 事業目的の効果を高めるための、独自の特長やセールスポイントを記載すること。

ク 業務の実施体制やスケジュールについて具体的に記載すること。

ケ 保健指導の体制（資格や人数等）や、質の確保・向上のために実施する取組みや研修等について具体的に記載すること。

コ 個人情報の管理体制や情報漏洩防止対策について具体的に記載すること。また、情報セキュリティーに関する資格を取得している場合は記載すること。

※ 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行すること。

12 審査等

(1) 提案競技（プレゼンテーション及び質疑）

提案書類の提出のあった事業者のうち、応募資格を満たすと認められた事業者を対象に、提案競技（プレゼンテーション及び質疑）による審査を行います。

①日時 令和8年1月28日（水）（予定）

※詳細な日時・場所は、後日対象事業者にお知らせします。

②場所 福岡市役所本庁舎内会議室（予定）

③方法 事業者による説明時間10分、質疑応答10分を予定

※出席者は1団体3名までとします。

※なお、プレゼンテーションは、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する担当者が行うこと。

④審査 本市が設置する選考委員会で、提案内容を審議し、最優秀提案者（契約予定者）、次点の提案者（補欠契約予定者）を決定します。参加者が1団体の場合でも、同様に委員会での審査を行います。

ただし、委員全員の評価点が50点に満たない者は契約予定者及び補欠契約予定者にななりません。

※参加申込者が多数の場合は、提案書による書類審査を行い、プレゼンテーションの参加対象者を選抜する場合があります。書類審査を行った場合は、書類審査結果を別途通知します。

(2) 審査内容

審査は、「資料 2 評価表」に基づき、事業提案書等やプレゼンテーション及び質疑応答の内容について総合的に審査を行います。

(3) 結果通知

令和8年2月上旬に提案書提出者全員に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者については、市ホームページで公開します。

13 提出書類の取り扱い

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めません。ただし明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出された提案書類等一切の書類は返却しません。なお、契約に至った場合に活用する他は、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合は、複製することができます。

14 失格条件

公募条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

15 契約

選定委員会での選定に基づき、本市は契約予定者を決定し、当該契約予定者と提案書の内容をもとに最終的な仕様を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、当該協議が不調のときは、次点の補欠契約予定者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

16 特記事項

- (1) 本事業は令和8年度予算による事業につき、予算が承認されないなどの事情により本事業の予算が成立しなかった場合、事業が中止になることがあります。
- (2) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (3) 申請書提出後に辞退する場合は、「様式9 参加辞退届」を提出するものとします。
- (4) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (5) この委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止します。なお、委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に市へ申請を行い、市の承認を受けることが必要です。
- (6) 最優秀提案者には、①提案書②様式6 同種又は類似業務の実績表③様式7 見積内訳書のデータの提出を依頼することができます。

17 添付書類

【資料】

資料1 福岡市国民健康保険二次性骨折予防事業業務委託仕様書

資料2 評価表

【様式】

- 様式1 提案競技質問書
- 様式2 提案競技参加申込書
- 様式3 委任状
- 様式4 誓約書
- 様式5 役員名簿
- 様式6 同種又は類似業務の実績表
- 様式7 見積内訳書
- 様式8 提案書概要
- 様式9 参加辞退届

18 問い合わせ先・提出先

福岡市保健医療局 総務企画部 保険医療課 担当：安達、下田
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所12階
TEL：092-711-4390
FAX：092-733-5441
Eメール： hokeniryo.PHB@city.fukuoka.lg.jp